

区長協議会連合会定例理事会資料

(公印省略)
三社協法第142号
令和8年8月1日

各 区 長 様

社会福祉法人
三木市社会福祉協議会
会 長 植 田 吉 則

令和8年度 三木市社会福祉協議会会費の取りまとめについて（ご依頼）

晩夏の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、地域福祉推進にご支援とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」の法人理念のもと、地域づくりの取り組みと高齢者、障がい者・児に対しての介護、医療事業を一体的な取り組みにより安定的に事業実施できるよう組織運営を行っております。

本年度も令和8年度事業計画に基づき、住民の協議体である本会の組織力を活かし、地域組織や行政をはじめとした多様な主体の参加により事業を推進してまいります。

つきましては、本会組織、活動の意義をご理解いただき、本年度も社協会費の取りまとめに、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

- 三木市社会福祉協議会 法人運営課 山本、梅本
三木市大塚1丁目6-40 Tel 82-4043
- 三木市社会福祉協議会 よかわステーション 南谷
三木市吉川町大沢412 Tel 72-2940

(別添)

取りまとめ及び同封書類について

《同封書類》

- 1 社協会費募集用物品一覧
- 2 令和7年度事業報告書 1冊
(1年間の本会活動・事業をまとめた冊子です)

《同封の募集用物品》

- | | |
|----------|--|
| 1 啓発チラシ | ※希望枚数での配布をお願いします |
| 2 会費封筒 | ※希望された自治会のみ送付しております。 |
| 3 戸別領収書 | ※希望された自治会のみ送付しております。
(金額500円記入あり・記入なし)のどちらか |
| 4 社協会員の証 | ※希望された自治会のみ送付しております。 |

隣保長、組長、班長、ブロック長、福祉担当者様宛て文書がご入用の場合はご連絡いただきましたら区長様へご送付させていただきます。
物品等で余りがありましたら、お手数ですが処分していただくか事務局までご連絡ください。

《取りまとめについて》

- 1 会費 1口 500円 (1世帯)
- 2 取りまとめ期日 令和8年9月4日(金)までをお願いいたします。

《納入方法について》

- 1 直接事務所に届けていただく方法
 - ・三木市総合保健福祉センター2階 (三木市大塚1丁目6-40)
 - ・三木市立市民活動センター1階 (三木市末広1丁目6-46)
 - ・三木市吉川支所(吉川健康福祉センター)1階 (三木市吉川町大沢412)

※事務所は平日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分までとなっておりますが、午後4時30分以降の受付につきましては、事前にお電話をお願いいたします。

※ご連絡いただければ受け取りに伺います。その際は会費封筒の開封は不要です。伺った際に預かり書を発行し、後日領収証を送付します。

- 2 郵便局から振込みいただく方法

同封の払込取扱票を利用ください。

(入金する際は、払込料金が無料となります)

※硬貨の枚数によっては、手数料等が発生します。

ご連絡いただければ本会職員が役員様宅へ受け取りに伺います。

3 金融機関から振込みいただく方法

次のいずれかの口座に振込をお願いします。

金 融 機 関 名	口 座 番 号	口 座 名 義
兵庫みらい農業協同組合 三木市久留美支店	普通 5 7 1 3 3 0 6	ふく) み き し しやかいふくしきょうぎかい 福) 三木市社会福祉協議会 かいちょう う え だ よ し の り 会 長 植田吉則
みのり農業協同組合 三木支店	普通 3 8 7 3 5 1 6	み き し しやかいふくしきょうぎかい 三木市社会福祉協議会 かいちょう う え だ よ し の り 会 長 植田吉則
みのり農業協同組合 吉川支店	普通 0 0 2 4 0 0 0	

※硬貨の枚数によっては、手数料等が発生します。

ご連絡いただければ本会職員が役員様宅へ受け取りに伺います。

4 下記の公民館で預けていただく方法

この場合は、公民館で預かり書を発行させていただき、後日事務局より領収証を送付します。

各公民館

- ・中央公民館
- ・別所町公民館
- ・細川町公民館
- ・緑が丘町公民館
- ・青山公民館
- ・三木南交流センター
- ・志染町公民館
- ・口吉川町公民館
- ・自由が丘公民館
- ・吉川町公民館

《その他留意点》

社協会費の取りまとめにおきましては、区長様をはじめ役員の皆さまにご多用の中、ご協力をいただきありがとうございます。

社協会費は、各世帯において本会活動の趣旨に賛同いただき、協力をいただくのが本来のあり方です。一方で、自治会役員の負担があるなど、各自治会の事情により、自治会内で協議され、自治会費等から一括して会費に協力いただく自治会もあります。

自治会の総会で議決いただき一括で会費の協力をいただく場合には、**決定された方法や会費の趣旨、使いみち**を自治会の会合や回覧などで、ご周知をお願いいたします。その際には、本会が作成したチラシ等をご活用ください。

《問い合わせ先》

■三木市社会福祉協議会 法人運営課 山本、梅本
三木市大塚1丁目6-40 Tel 82-4043

社協会費に
力をお願いいたします

[illegible]

皆さまからの会員会費をもとに、 三木市社会福祉協議会は地域福祉活動を推進します

令和8年度は次の取り組みを推進します。

地域福祉推進体制の充実

ボランティアや地域福祉活動者の高齢化による担い手不足が課題となる中、住民の話し合いの場を大切に、支えあう地域づくりを進めていきます。また、令和6年度にいただいた多額の寄付金を活用し、孤独や社会的孤立の解消に向けた地域づくりの取組を具体化していきます。



日常生活自立支援の充実

高齢や障がいにより判断が難しい方を支えるため、成年後見制度や日常生活自立支援事業といった権利擁護の相談支援に関する取組を進めていきます。また、生活困窮者支援では生活福祉資金貸付制度利用後、これまで支援につながっていない世帯へアプローチを行い、早期に相談へ結びつけます。



在宅福祉・医療サービスの充実

7拠点での通所介護と居宅介護支援、そして訪問介護、訪問看護の各事業を安定的に提供します。あわせて、「はばたきの丘」においては、様々な障がいに対応した個別支援の充実を図ります。また、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の開始に向けた準備を進めます。



地域福祉の情報を発信

広報誌「社協だより」、ボランティア・市民活動情報誌「マガジン」、SNS等を活用し、地域福祉の推進について効果的な広報啓発をします。

社協だよりは、右の二次元コードからご覧いただけます。



社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

〒673-0413 三木市大塚1丁目6番40号 三木市総合保健福祉センター2階
TEL.(0794)82-4043 FAX.(0794)86-0860

区長協議会連合会定例理事会資料

社協会費募集用物品一覧

各募集用物品については、5月にご依頼させていただきました、募集用物品確認票の希望数を送付させていただいております。

追加で必要な物品がございましたら、法人運営課(82-4043)までご連絡ください。



①啓発用チラシ
A4サイズ
両面印刷



②会費募集用封筒
長形4号(タテ 20.5cm×9cm)
※通信欄は各自治会で必要に応じてご使用ください。

町名 _____ 氏名 _____様 金額 ¥500- 領収日 令和 年 月 日 領 収 書 令和 年 月 日 ¥500- 但 令和 年度三木市社会福祉協議会会費として 上記金額を領収いたしました。 社会福祉法人 三木市社会福祉協議会 代表理事 長 見本	③【戸別領収書】※50 枚綴り 500円記入 あり ※会費をお預かりした際にお渡しく ださい。
町名 _____ 氏名 _____様 金額 _____ 領収日 令和 年 月 日 領 収 書 令和 年 月 日 _____ 但 令和 年度三木市社会福祉協議会会費として 上記金額を領収いたしました。 社会福祉法人 三木市社会福祉協議会 代表理事 長 見本	③【戸別領収書】※50 枚綴り 500円記入 なし ※会費をお預かりした際にお渡しく ださい。
miki 令和8年度 社協 社会福祉法人 三木市社会福祉協議会 会員の証 見本	④会員の証(シール) サイズ(35mm×35mm) ※会費納入いただいた方にお渡し ください。

区長協議会連合会定例理事会資料

(公印省略)
三社協第143号
令和8年8月1日

各 区 長 様

三木市社会福祉協議会
会長 植 田 吉 則

「令和7年度三木市社会福祉協議会活動報告」回覧の
ご協力について（ご依頼）

晩夏の候 区長様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、本会事業につきましてご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さてこのたび、本会の一年間の活動について会員の皆様方にご周知いただきたく、社協活動報告を作成いたしました。特に皆様方にご協力いただいております社協会費、善意募金、赤い羽根共同募金を活用させていただき実施しています地域福祉の取組についてご報告をさせていただければと存じます。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、貴自治会において回覧により啓発のご協力をいただきたくお願い申しあげます。

【お問合せ先】

三木市社会福祉協議会
三木市大塚1-6-40
(三木市総合保健福祉センター2階)
電話 (0794) 82-4043

あなたとともに

三木市社協ではさまざまな福祉事業を行っています。その多くはボランティアや地域住民、各種団体の協力、協働により進めています。これからも「あなたとともに」すみよいまちをつくっていきます。

相談支援事業

あんしんサポートセンター

生活の困りごとや介護に関すること、ケアプランなどの相談窓口です。

地域からの依頼を受けて、住民の皆さんが元気に暮らすための健康講座も実施しています。



(地域介護教室)

権利擁護デスク

成年後見制度をはじめとした権利擁護に関することや生活の困りごとなどの相談窓口です。成年後見制度に関する啓発講座も実施しています。



(日常生活自立支援事業)

介護保険・障害福祉サービス事業

介護保険・障害福祉サービス事業に取り組んでいます。通所介護(デイサービス)、訪問介護(ホームヘルプ)、訪問看護、居宅介護支援(ケアマネジメント)、障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労支援など)事業では、さまざまな場面でボランティアや各種団体の協力があります。

デイサービスセンター

地域のボランティアにご協力いただき、さまざまなイベントを実施しています。



(デイサービスセンター施設行事)

1日平均
189.3名が
利用

三木市立障害者 総合支援センター はばたきの丘

充実した日常生活が送れるよう多様な活動に取り組んでいます。



(はばたきの丘の施設行事)

1日平均
約36.3名が
利用



社会福祉法人 三木市社会福祉協議会

〒673-0413 三木市大塚1丁目6-40

電話 0794-82-4043 FAX 0794-86-0860

本会の運営は皆さまからの会費で支えられています。

あなたが支え あなたとつながり ともにすみよいまちをつくる

三木市社協



社協の活動と、活動を支える募金や寄付金について皆さまに報告します

『「シャキョウ」って、聞いたことはあるけれど…』『私たちが協力した募金は何に使われているの?』。このような住民の皆さまの質問や疑問に、少しでもわかりやすくお伝えしたい、という思いでこの活動報告を発行して6年目になります。

シャキョウは、「社会福祉協議会」の略称です。社協は、「地域福祉の推進」を住民の皆さま、行政、関係者と一緒に進める民間の団体です。地域福祉は、行政やボランティア、関係機関だけでなく、住民の皆さま一人ひとりが主役となって、活躍してこそ進められるものです。

また、社協が各自治会や各種ボランティアと共に進める地域福祉活動や取組は、自治会や関係機関を通じた各種募金によっても大きく支えられています。皆さまのボランティア活動への参加や募金への協力、それぞれが、福祉のまちづくりを支えています。

本紙をきっかけに自分たちのまちの地域福祉活動に気づきや関心を持っていただければ幸いです。

これからも、「あなたが支え あなたとつながり ともにすみよいまちをつくる 三木市社協」をよろしくお願いします。

三木市社会福祉協議会 会長 植田 吉則

あなたが支える ～赤い羽根共同募金～

自治会、民生委員・児童委員、企業、学校など、皆さんの募金や活動が赤い羽根共同募金運動を支えています。

●ふれあいサロン活動の支援



ふれあいサロン市内86か所
(R7.3米)

赤い羽根共同募金
160万円

住民同士の「つながり」づくりを目的とする身近な集いの場を支援しています。

ボランティア活動者の養成

赤い羽根共同募金 25万円

さまざまなボランティア養成講座を開催しています。

また、活動者向けの冊子も作成しました。



登録ボランティア
約6,900名が
活躍中!

※社協把握団体・個人計



みつきい福祉マップ

赤い羽根共同募金 15万円

ちょっとした疑問や困りごとを相談できる先として、各分野別の窓口を集めたマップを作成しました。

作成にあたっては、ボランティアを募集し、チームで協議を行いました。



生活困窮者への相談と食料支援



新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮状態にある方へ相談支援とともに食料支援を行いました。

あなたとつながる

事業や活動を通じて、あなたと社協が、あなたと福祉専門職がつながったり、ボランティア活動者がつながっています。

みきボランティアフェスタ



体験ひろば



ほっとけない! 地域づくりを考える集い

あなたが支える ～善意募金～

善意募金が支援の必要な人を支え、地域の福祉を支えています。

●福祉有償運送サービス

在宅で車いす等を利用している移動困難な方を対象にリフトカーでの送迎活動を行い、外出を支援しています。

善意募金
270万円

年間利用回数 1,018回

登録者数 94名
運転ボランティア 31名
(4グループ)



善意募金
15万円

●車いす・松葉杖の貸出

デイサービスセンター、総合保健福祉センター、吉川健康福祉センターで貸し出しをしています。

令和6年度 285件

あなたの支えが、つながっていく

支援の必要な方につながる

善意銀行に寄せられた地域住民、企業からの米やレトルト食品などが子ども食堂・地域食堂や生活困窮者支援につながっています。

★みき善意銀行寄託

(米、菓子、インスタント食品、レトルト食品など)



あなたの思いが、地域の未来を支える力になります

自らが育った地域の福祉にと、全国的に遺言や相続による寄付が増えてきています。三木市社会福祉協議会でも2024年度に高額のご寄付をいただきました。

今回のご寄付は、住民の皆さまにも話し合いに入っていただき、地域福祉のために、大切に活用できるよう検討しています。

(公 印 省 略)

三健第 1 3 9 号

令和 8 年 8 月 1 日

各 区 長 様

三木市健康福祉部健康増進課

課長 石原 享子

「令和 8 年度 三木市町ぐるみ健診」チラシの回覧について（依頼）

晩夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の保健事業について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件について、生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療を目的に、今年度も「町ぐるみ健診」を実施しております。

つきましては、一人でも多くの市民の皆さまに受診していただくため、下記のとおり、チラシの全戸回覧について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 送 付 物 「令和 8 年度 三木市町ぐるみ健診」チラシ

2 送付部数 貴地区の回覧部数

3 連 絡 先

三木市健康福祉部健康増進課 健診予防係

(住所) 〒673-0413

三木市大塚 1 丁目 6 - 4 0

(電話) 0 7 9 4 - 8 6 - 0 9 0 0

令和 8 年度 三木市

町ぐるみ健診



～未来の健康のこと、考えてみませんか～

★三木市国保加入の 40～74 歳の方、75 歳以上の方
特定（基本）健診受診料が「**無料**」です。

★70 歳以上の方

各種がん検診が「**無料**」です。

集団健診は、1 日で最大 11 種類の健診が受けられます！！

特定（基本）健診

+

肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診、肝炎ウイルス、
胃の健康度チェック、アスベスト・骨粗しょう症、歯周病など

集団健診のお申込み方法は次の 2 通りがあります。いずれ
も申込と同時に日程が確定します。

① インターネット

右の二次元コードをスマートフォン等で読み込んで
申込手続きへお進みください。



インターネット申込用
二次元コード

② 町ぐるみ健診予約専用ダイヤル

0794-70-9123

（平日、午前 9 時から午後 5 時まで）

＊個別健診は協力医療機関へ直接お申込みください。



健診のご案内は、4 月上旬にオレンジ色の封筒で各世帯に送付しています。

【 問合せ先 】

三木市健康福祉部 健康増進課
（三木市総合保健福祉センター内）
電話 0794-86-0900

(公印省略)
三市史第3号
令和8年8月1日

各 区 長 様

三木市市史編さん室
室長 清原 久美子

『市史編さんだより』の回覧について（依頼）

晩夏の候、皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、本市の市史編さん事業に格別のご理解とご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

このたび、『市史編さんだより』第20号を発行いたしました。

つきましては、ご多用中とは存じますが、貴自治会の皆様でご回覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】)

総務部市史編さん室 担当：廣井、清原
〒673-0432 兵庫県三木市上の丸町4番5号
三木市立みき歴史資料館2階 市史編さん室
電話(0794) 83-1120 Fax (0794) 83-1190
E-Mail:shishihensan@city.miki.lg.jp

(回覽杵)

[illegible]

市史編さんだより 第20号

発行 令和8年5月31日

『文化遺産』編発刊記念講演会&蓮花寺見学会を開催しました。



講演会（上）と対談（下）の様子

『新三木市史 第七巻 資料編 文化遺産』の発刊を記念して、令和8年3月14日に講演会「蓮花寺の寺宝からひもとく三木市の文化財」を開催（於：口吉川町公民館）し、その関連イベントとして、5月16日に「蓮花寺の寺宝見学会」を実施しました。

蓮花寺は、県指定有形文化財の銅鐘（貞和2年・1346年）や、市指定無形民俗文化財の鬼踊りでも知られる口吉川町のお寺です。

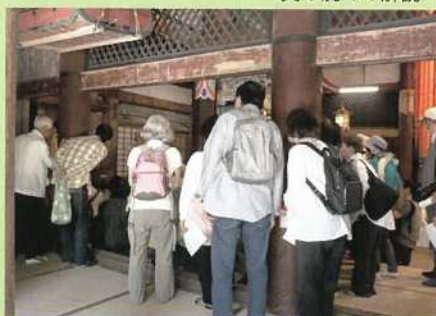
講演会では、三木市史通史編専門委員会の文化遺産部会長内田俊秀氏に、蓮花寺を中心とした三木市の文化財についてお話いただきました。また、ゲストスピーカーとして蓮花寺住職の密祐浩氏にもご登壇いただき、蓮花寺の歴史をお聞きした後、対談の時間を持ちました。当日は44名の皆様に聴講いただきました。

5月16日には密住職のご好意のもと、蓮花寺本堂の法道仙人立像、奥の院の十一面観音坐像、庫裏の菅野繁谷作「松に孔雀図襖絵」を特別に公開していただきました。

まずは全員で本堂にある蓮花寺開山の法道仙人の



奥の院での解説



本堂での見学の様子



庫裏での解説

像（貞享2年・1685年）を、文化遺産部会員神戸佳文氏の解説で拝観しました。その後2班に分けて、一つの班は三木市で一番大きな仏像である奥の院十一面観音坐像（室町時代）を同じく神戸氏の解説で見学しました。もう1班は、庫裏にて「松に孔雀図襖絵」（嘉永4年・1851年）を、文化遺産部会員の橋本寛子氏の解説で拝見しました。「松に孔雀図襖絵」は、迫力ある松の大樹と美しい羽が特徴的な孔雀がバランスよく配置されています。間近で素晴らしい造形を見学することができました（その後奥の院と庫裏の班を入れ替えて見学）。

『神戸新聞』にイベント案内が掲載されたこともあり、110名もの多くの皆様に参加いただきました。初夏の爽やかな空気の中、緑豊かな蓮花寺を散策しながら、貴重な文化財の一端に触れることができました。（関山）

《市史の窓》表も裏も重要史料～佐野区有文書の調査から～

細川・佐野区有文書の調査の過程で、珍しく、かつ貴重な史料が見いだされました。それは、1枚の和紙（継紙）の表裏両面に、それぞれ別のかなり重要な史料が記されていたものです。

和紙に認められる文書では、紙の表側に文字が記されると、裏側に文字が記されることはあまりありません。しいていえば、村が差し出した願書などに領主が何らかの回答を裏側に書き記したものを返したり、年貢を納めた結果を書き上げて村が提出した勘定目録という文書の裏に、たしかに年貢が皆済（上納完了）されたことを書き付けたりすることがあるくらいで、最初から1枚の紙の表裏両面に書き綴っていくということはありません。もちろん紙は貴重だったので、文書の用途が完了し反故となると、紙の裏側が再利用され、私的な文書（日記など）の用紙や下書、習字などに使われることはありました。

今回見いだされた佐野地区の文書は、恐らく最初から表裏に書き付けるつもりで作成されたと考えられますが、表裏いずれも原本というべきものではなく、写本や下書きのレベルのものです。しかし、内容がどちらも重要なものだったのです。

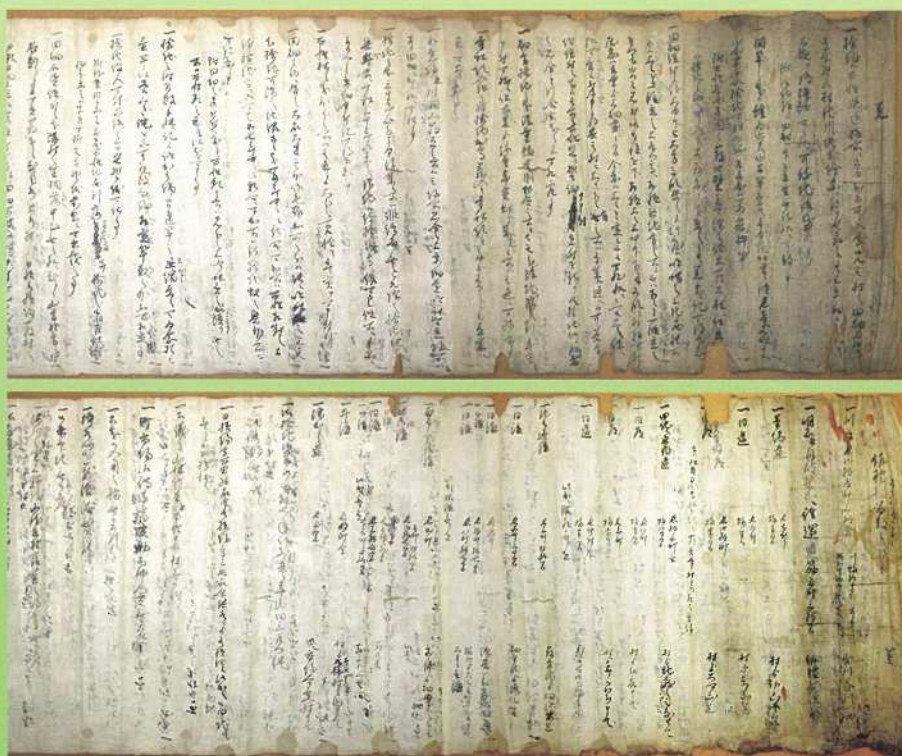
まず表側（いずれが表、裏ということではないのですが、仮に）には、延宝5年（1677）の「検地条目」が綴られていました。これは、延宝年間に上方を中心とする幕府領で実施された検地にあたり、実際現場で検地作業を担う担当大名に対し、具体的な検地方法や心構えなど29か条にわたる定めを与え、統一的で不正のない検地作業の遂行を指示したものです。延宝検地では、幕府の役人ではなく、幕府領が所在する各国内に本拠を置く大名に検地を担当させていますが、まことに厳密な検地仕法を示すことで、大名ごとに検地内容がまちまちにならないようにしたと考えられています。播磨国では、龍野藩脇坂氏、姫路藩松平（越前）氏、明石藩松平（藤井）氏が検地を分担し、三木市域では姫路藩松平大和守直矩が担当しています。本来、民間に伝わることの

ない法令のはずですが、しばしば村方史料の中からみつかることもありました。今回見いだされたものは旧美囊郡域で初めて確認されたものです。

一方、裏側には佐野村の明細書が記されていました。村明細書（帳面仕立てであれば村明細帳）は、作成された時点の村のさまざまな情報が記されたもので、当時の村の実態を探る上でまことに貴重な史料です。今回の佐野村明細書には年代の明記がありませんでしたが、「表」の延宝検地条目とほぼ同時期のものと考えられることと、似た内容のものが久留美村にも伝わっていることから、おそらく延宝5年のものだろうとみえています。久留美村に伝わった延宝5年の明細帳（三木・久留美区有文書）によれば、明細帳作成の事情は、幕府巡見使の通行にあたり、時の領主である幕府代官小野長左衛門が村に提出させたもので、明細書とはいえ情報がやや限定的であることが特徴です。下書きとみられる佐野村の明細書は、久留美村の明細帳と同様に巡見使への提出が作成目的だったと考えられます。

これらの史料については、翻刻や詳しい内容など、近日発行される『市史研究みき』第11号で紹介予定です。ですので、そちらもご参照いただければと思います。

（木村）



写真「検地条目」（上、延宝5年、前半部分）と「佐野村明細書」（下、延宝5年か、前半部分）

市史編さん室が行う「調査」とは？～石造物調査 その3

墓石も立派な文化遺産の仲間 近頃では約 80 年前の終戦時のこともよくわからなくなってきました。ましてや明治、大正時代のことになると、なおさらのことです。そのよくわからなくなりつつある時代の歴史を解き明かすヒントを与えてくれるものの一つに墓石があります。

近年、「墓じまい」が増え、古い墓石が撤去される事例が増えています。江戸幕府最後の将軍・徳川慶喜のお墓も例外でないことをご存じの方も多いかと思えます。そのこと自体は、それぞれのご事情があつてのことですから仕方のないことであると思えます。

しかし、私たちにとって最も身近な墓石からは、故人の戒名や俗名、没年、享年などがわかりますが、場合によっては、生前の業績や来歴が石碑に刻まれていることがあり、人物史をテーマにする場合、大いに参考となります。ですから、墓石はその時代を探る上で大切な文化遺産の一つといえるのです。ただし、墓石はお家の方がご先祖様をお祀りするために建立しているものです。訪問する際のマナーをしっかりと守っていただく必要があります。



写真 故人の業績が刻み込まれた墓石（市内）



写真 故人の功績を讃える顕彰碑（市内）

これから石造物調査にチャレンジする方へ 現地調査の際、ノートや個票に翻刻文を転記しますが、解

読ミスの痕跡は、見え消しで修正することをお勧めします。鉛筆で転記中に解読困難な文字に出くわし、書いては消し、書いては消ししつつ、自分なりに結論付けた文字だけをノートに残した場合、後で見直したときに、その文字が間違いであったことに気づくことも往々にしてあります。最初に「こうかな」と判断した文字が実は正しかったということもあり得るのです。そんなとき、最初に判読した文字が残っていなければ、もう一度現地に足を運んでもその文字が思い出せないこともあります。また、石碑の表面がはく落して、解読不能になってしまうケースも少なくありません。

現在、消せるペンが流行っていますが、意識的に消さなくても気温など様々な要因で文字が消えてしまうリスクがあり、お勧めできません。

以前のことで、とある神社境内の苔むした石造品の銘文で、「寶永」なのか「寛永」なのか判読困難なものがありました。見るタイミングによって「寶」に見えたり「寛」に見えたりするのです。ところが、雨上がりの日中に訪れると、文字の部分だけ苔が湿っていたので、みごとに「寶」という文字が浮かび上がり、やっと判読できたことがありました。ノートには「寶」と「寛」が交互にメモされていたことが、今でも思い出されます。

古い石造物から文字を読み取る作業は、古文書を解読することを思えば、比較的容易ですが、やりきることとは何事も困難を伴います。ぜひ、やりきったときの達成感を味わっていただきたいと思います。

（廣井）



写真 墓石の調査に併せ、地元の人から聞き取りを行う事務局スタッフ

《市史の小耳》「どっこいさん」をめぐる仮説

志染町窟屋に「どっこいさん」と呼ばれる多尊石仏^{たそんせきぶつ}があります（現在は三木総合防災公園内に移設）。石材の下部に徳利のような形の石仏^{とくり}が刻まれ、「六地藏」の文字も読み取れます。この「どっこいさん」の呼称について、『志染の歴史』（2021年）では、地元での



写真 現在（右）と移設前（左・矢印の石、1965年）のどっこいさん

呼び方として「どっこいさん」に統一して表記していますが、『郷土断片』三木新聞特集号（1956年）では「ろっこいさん」として紹介されています。するとこれは、『郷土断片』発行から65年の間に「ろっこいさん」から「どっこいさん」へと「転訛^{てんか}」が生じた可能性があります。では、「ろっこい」とは何なのでしょう？

筆者は「ろっこい」のように記された村絵図が古文書があったのではないかと考えています。もし絵図などに「ろっこい」らしき文字が書かれていたとすれば、古文書を読める人なら、一つピンとくるのではないのでしょうか。平仮名「た」の変体仮名^{へんたいがな}の一つに「多」を元にした「と」があります。筆で書くとしばしば「こ」に見え、読み間違えることもあり

ます。要するに元は「ろったい（ろくたい＝六体）」だったのではないかと。仏像の単位として「体」が使われることは周知のことで、現に志染谷の北側には「千体地藏^{せんたいじそう}」もあります。「どっこいさん」にたくさん刻まれた仏像のうち、中心は下部の六体の地藏であることは明らかで、もともと「ろくといさま」だったのが、誤読されて「ろっこいさん」、さらに転訛して「どっこいさん」となった…。

いかがですか？ 根拠となる史料はみつかっていませんが、何となく良さげな仮説と思いませんか？（木村）

新三木市史 既刊分好評発売中！！

新三木市史は、既刊分（通史編3冊、地域編8冊）が好評販売中です。市史編さん室（郵送対応可）、みき歴史資料館、三木市観光協会、山田錦の館、市役所内売店たんぼぼ、三木市立中央図書館で販売しています。お問い合わせは、市史編さん室まで（連絡先は、下記奥付をご参照ください）。

〈既刊分〉

通史編

- 第4巻 資料編 古代・中世 ￥3800
- 第5巻 資料編 近世 ￥3800
- 第7巻 資料編 文化遺産 ￥3800

地域編

- 1『三木の歴史』 ￥3800
- 3『別所の歴史』 ￥3000
- 4『志染の歴史』 ￥3000
- 5『細川の歴史』 ￥3000
- 6『口吉川の歴史』 ￥3000
- 7『緑が丘の歴史』 ￥2500
- 9『青山の歴史』 ￥2500
- 10『吉川の歴史』 ￥3500

（いずれも税込み）

古い資料や写真を探しています！

皆さんのお近くにある古い記録類は、地域の歴史を語る大切な歴史遺産です。下記のような資料の情報をお持ちの方は、ぜひ市史編さん室までご一報ください！

◆くずし字で書かれた帳面や一枚ものの文書などの古文書◆明治・大正・昭和の古いノートや記録（日記・手紙など）◆三木市域の古い写真、絵画、映像など◆自治会などの団体、地域でのグループ活動などの記録や資料◆古いふすまや屏風（古文書が、下張りに使われていることがよくあります）etc.

市民ボランティア募集中！

市史編さん室では、市内の文献資料を記録に残す作業を行う市民ボランティアを募集しています。古文書が読めない方でも参加可能です。見学だけでも大歓迎です。詳しくは市史編さん室までご連絡ください。

◆開催日時：毎週水・木曜（どちらか1日の参加でもOK）13:00～15:00／場所：みき歴史資料館2階市史編さん室

活動内容：①古文書のデジタル撮影、②江戸時代以降のくずし字解読（翻刻作成）、③資料の修復（しわのぼし・糊づけ等）、④新聞検索（各紙から三木に関する記事を選別）、⑤古文書現物からの目録作成、⑥パソコンでの目録データ入力

市史編さんだより 第20号（令和8年5月31日発行）

編集発行：三木市総務部 市史編さん室

連絡先：〒673-0432 兵庫県三木市上の丸町4-5 みき歴史資料館2階 電話 0794-83-1120 / FAX 0794-83-1190

ホームページURL：https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/9/

(公 印 省 略)
三 人 第 8 0 号
令和 8 年 8 月 1 日

各 区 長 様

男女共同参画センター所長 平田 美香

情報誌「こらぼーよ 第 7 7 号 2 0 2 6 ・ 夏」について
(依頼)

晩夏の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、まちづくり地域活動の振興について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり三木市男女共同参画センター情報誌「こらぼーよ 第 7 7 号 2 0 2 6 ・ 夏」をお届けいたします。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、貴地区での回覧をお願い申し上げます。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 送付物 | 三木市男女共同参画センター情報誌
「こらぼーよ 第 7 7 号 2 0 2 6 ・ 夏」 |
| 2 お届けの枚数 | 各地区の回覧枚数 |

【担当課】市民生活部 人権推進課
男女共同参画センター
(三木市立教育センター内)
☎ : 8 9 - 2 3 3 1

～市民がつくる～
三木市男女共同参画センター情報誌

くらぼよ

くらぼよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
～しようよの組合せ

2026・夏
第77号

年間テーマ

「若者・女性に
選ばれるまち三木へ」



男女共同参画週間記念講演会レポート
「(元尼崎市長)白井文さんの講演会に参加して」
しらいあや

特集『ピックアップインタビュー!』

夏号のテーマ おもいをかたちに



お知らせ

「三木市女性サポート相談室」を開設します

人間関係や経済的困窮、地域社会との関係性などによる困難な問題を抱える女性が相談できる窓口を開設します。相談は無料で、秘密は守ります。

《相談例》・生きるのがつらい

- ・居場所がないと感じる
- ・働けずお金がない
- ・人間関係で悩んでいる など…

開設日 9月1日(火)から

相談日時 月曜日から金曜日 9時～16時30分
(祝日・年末年始は除く)

電話番号 0794-70-7835
(★まずはお電話ください)

【問い合わせ先】 (市) 配偶者暴力相談支援センター

※男女共同参画センターで実施中の「女性のための相談室」は8月末をもって終了します。





特集

ピックアップ インタビュー!

「できない自分も認め、 何度でも挑戦」



前回の春号では、編集委員の皆さんの特技や、経験も含めた「わたし資産」を紹介しました。今回は「おもいをかたちに」のテーマのもと、ご自身の経験から法人を立ち上げられた、清水さんにお話をうかがいました。

しみず

清水 ひとみ さん

(一般社団法人フリースクール S-BASE 代表)

ちょこっと
プライベートを紹介

清水さんは10歳頃からソフトボールを始め、中学校、高校とソフトボール部に所属。その後、実業団でもプレーをした経験の持ち主です。現役時代はキャプテンとしてチームを盛り上げ、現在もプレーを続けておられます。

所属するチームが全国大会に進めるかどうか、という所まで勝ち進んでいるそうです。



01 法人立ち上げのきっかけやおもい



1番のきっかけは、娘さんの勧めで働き始めた「就労継続支援事業所(※)」での経験だそうです。

一生懸命に働く利用者さんに対し、指導員として一人一人にどのように接すれば良いのかなどを学ぶうちに、「この利用者さん達はわずかな工賃しかもらえないのに、私はきちんと給料を貰ってもいいのだろうか?」「自分はここで働く利用者さん達に対して、胸を張れるような生き方ができているのか…?」「もっと自分にできることがあるのでは?」という思いが湧き上がりました。

そんな折、不登校だった娘さんと向き合った経験が役に立つのではないかと考え、フリースクールを立ち上げる決意をされたそうです。

(※)障がいや病気などの理由で、一般の企業での就労が難しい人に対して、働く場や生活のサポートを提供する福祉サービスの1つ。



02

苦勞したことや気づき

法人の立ち上げを決心したのは2020年の1月。やるなら仕事を辞めて本気でやろうと、会社に退職を申し出ました。当時清水さんは責任のある立場に就いていましたが、清水さんのやろうとしている内容を話したところ、退職を受け入れてもらえたそうです。

そこから準備を進め、実際に法人を立ち上げたのは2020年の6月でした。立ち上げ当初は事業の継続に苦勞したそうです。

そこで、中小企業診断士さんに相談すると、ホームページの内容について、ダメ出しをされました。

ダメ出しをされた直後は不満もありましたが、翌日自分で見てみると、言われた内容を受け入れることができたそうです。

そこからさらに、以前不登校のトークイベントで知り合ったファシリテーターの方に相談し、ホームページに清水さんの思いなどを一つずつ丁寧に掲載したところ、次第に事業が軌道に乗り始めました。

今思うと、周りからの指摘に対して不満や嫌悪感だけで終わらず、**できない自分も認め、次に繋げる努力をしたのが結果的に良かったのではないか**、とお話されました。

03

経験を通して大事にしていること



これまでの振り返ると、本当にたくさんの人たちとの「ご縁」があり、ここまでやってこれた、と清水さんは語っています。現在も、ポロっとこぼした問題に周りが反応し、助けてくれることがあるそうです。

また、ご自身が大事にしていることとして、「自分がやりたくてやっていることは『失敗』ではなく、『経験』として捉えるようにしている。」と話されました。確かに周りから見れば「失敗」と取れるようなことがたくさんあったものの、とりあえずやってみない事には、何も分からないし始まりません。

そして、こけてもまた立ち上がり進んでいく姿を周りにも見せ、「何回挑戦してもいいんだよ」ということが伝わるように日々を過ごされています。

04

これからの歩み

人に頼れず頑張りすぎてしまうことがあるため、自分を大切にし、自分にできる範囲を考えながら、これからも進んでいきたい、と話されました。利用者である子どもたちと「一生懸命突き進んでいくから、人生70年でも良いかも？」と話していると、「えー、清水さんは90歳くらいになってもその辺に座ってそう～」と言われたのだとか。



清水さん、素敵な話をお聞かせいただき、ありがとうございました。

(編集委員:I)



7/5(日)

男女共同参画週間記念講演会レポート

「一步踏み出した先に見えた景色～経験が教えてくれた、挑戦の力～」

毎年6月23日～29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。三木市ではこの週間に合わせて講演会を開催。今年度は、元尼崎市長の白井文さんをお招きし、力強いメッセージをいただきました。

～白井文さんの講演会に参加して～

はじめに

何かを始めるきっかけは、どのように掴んだらいいのだろうか？

思いはあったとしても、準備不足や自信のなさから、一步を踏み出せずに諦めてしまったり、考え過ぎて行動に移せなかったりしてしまうことが多いように思います。

何かを始めるきっかけ

講演会では、白井さんが自身の経験を通して得た「一步踏み出すきっかけ」についてお話してくださいました。白井さんご自身は心配性な性格で、自分から一步踏み出し、何かを取りにいくようなことはほとんどなかったそうです。

「やりたい」「できそう」と思ったことよりも、「無理」「苦手」と感じることから声がかかり、頼まれごととは断らずに努力を重ねてこられました。その積み重ねが、未来への扉を開くきっかけとなったのです。

市長時代を振り返って

市長在職中にはJR福知山線の脱線事故が起きましたが、地元企業や地域住民、関係各所の方々が事実と真摯に向き合い、行動してくださったことが最も大切なことだったと白井さんは語ります。全員が一丸となって対応する姿を見て「これこそまさに性別に関係なく誰もが活躍する社会だ。」と感じたそうです。

また、市長としては認識の違いにより孤独を感じることもありましたが、市民に選ばれたという自負と責任のもと、「一人ではなく市民とともに頑張っている」という思いが力を与えてくれたそうです。

経験から得たこと

さまざまな経験を通じて白井さんが得た気付きは、「思い込みを捨て、自分の無限の可能性を狭めないこと」の重要性です。

また、人間関係において他人を変えることは難しいが、仕事の中ではその人間関係も含めて、丸ごと自分の成長に「つなげる」、という意識を持つことが大切だとお話くださいました。

加えて、1人では何もできないため、人との縁を大切にすることも強調されていました。

待つだけではなく

これまでのキャリアは偶然の出来事への対応で築かれてきたものの、ただ「偶然」を待つのではなく、自ら意図的に行動を起こすことも大切です。そのための行動指針として「好奇心」「持続性」「柔軟性」「楽観性」「冒険心」を挙げておられました。

さいごに

私自身も、身近な大切なものへの思いはあしながら、形にできず諦めてしまうことが多かったのですが、白井さんのお話を参考に、今後は「一步踏み出す」ことを意識し、「おもいをかたちに」変えていきたいです。

(編集委員:T)

三木市立教育センターご案内



三木市福井 1933-12 教育センター3階
TEL:0794-89-2331 FAX:0794-82-8120
開館日時:月曜～金曜 9時～17時(祝日を除く)

三木市男女共同参画センター (愛称:こらぼ一よ)

ホームページはこちら



バックナンバーはこちら



企画・編集:情報誌こらぼ一よ編集グループ
発行:三木市男女共同参画センター

(公 印 省 略)
三 生 第 1 3 7 号
令 和 8 年 8 月 1 日

各 区 長 様

三木市市民生活部
生活安全課長 瀧之脇 雅人

「生活道路における自動車の法定速度の引き下げ」に
関する啓発チラシの回覧について（依頼）

晩夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市生活安全行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年9月から改正道路交通法が施行され、歩行者等の安全を守るため、生活道路における自動車の法定速度が現在の時速60キロから時速30キロに引き下げられます。

つきましては、お手数をおかけしますが、別紙の啓発チラシを各自治会内でご回覧いただき、交通ルールを遵守し交通安全に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- ① 三木警察署交通課（本制度に関すること）
電話番号：0794-82-0110
- ② 三木市生活安全課生活安全係
電話番号：0794-82-2000（内線 2386）

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

- 1 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路


- 2 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路


- 3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4 自動車専用道路 

◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・兵庫県警察

(公 印 省 略)
三 環 第 1 5 7 号
令 和 8 年 8 月 1 日

各 区 長 様

三木市市民生活部長 降松 俊基

ごみステーション看板への「二次元コードシール」の
貼付について（お知らせ）

晩夏の候、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市環境行政及び地域の環境美化運動の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、外国人へのごみ分別等の更なる周知のため、多言語版のごみ出しに係るリーフレットを作成し、ホームページに公開します。

ついでには、より多くの外国人の方にホームページを閲覧していただくため、ごみステーションの看板に次の「二次元コードシール」を貼付します。二次元コードを読み込むと、市のごみ出し等に関する外国人向けページにつながる仕組みです。

8月以降、順次「二次元コードシール」を貼付してまいりますので、よろしくお願いいたします。

（ごみステーション看板に貼付する「二次元コードシール」）



※お問い合わせ先

市民生活部環境課

（三木市清掃センター内）

TEL：83-2608 FAX：83-2695